



福島労働局発表  
平成21年5月25日

担	福島労働局総務部企画室
企	企画室長 伏見 俊一
画	労働紛争調整官 伊藤 達夫
室	電話 024-536-4600 (直通)
長	
調	
整	
官	
伊	
藤	
達	
夫	
電	
話	
0	
2	
4	
-	
5	
3	
6	
-	
4	
6	
0	
0	
0	
(	
直	
通	

## 《 平成20年度個別労働紛争解決制度施行状況 》

### 増え続ける雇用関係での民事上のトラブル相談

- ・ 総合労働相談件数 11,095 件 (7.3%増)
- ・ 民事上の個別労働紛争相談件数 4,097 件 (23.9%増)
- ・ 助言・指導申出受付件数 84 件
- ・ あっせん申請受理件数 77 件

【\* 増加率は、平成19年度実績と比較したもの。】

#### 《 概要 》

個別労働紛争解決制度は、平成13年10月の施行から今年で8年を迎えるが、人事労務管理の個別化等の雇用形態の変化、昨年度後半以降の経済・雇用情勢の急速な悪化等を反映し、福島労働局が設置する県内5ヶ所（労働局企画室、福島、郡山、いわき及び会津の各労働基準監督署内）の総合労働相談コーナーに寄せられた平成20年度における総合労働相談件数は1万1千件を超えており、うち民事上の個別労働紛争に係る相談件数も4千件に達し、依然として増加傾向にある。

助言・指導申出受付件数は84件、あっせん申請受理件数は77件と前年度実績を下回ったものの、増加傾向にある労働関係のトラブルに対応し、福島労働局では既存5ヶ所の総合労働相談コーナーに加えて、平成21年4月より須賀川、白河、喜多方、相馬及び富岡の各労働基準監督署内にも総合労働相談コーナーを設置し、県内全ての労働基準監督署内で労働問題に関するあらゆる相談に応じている。

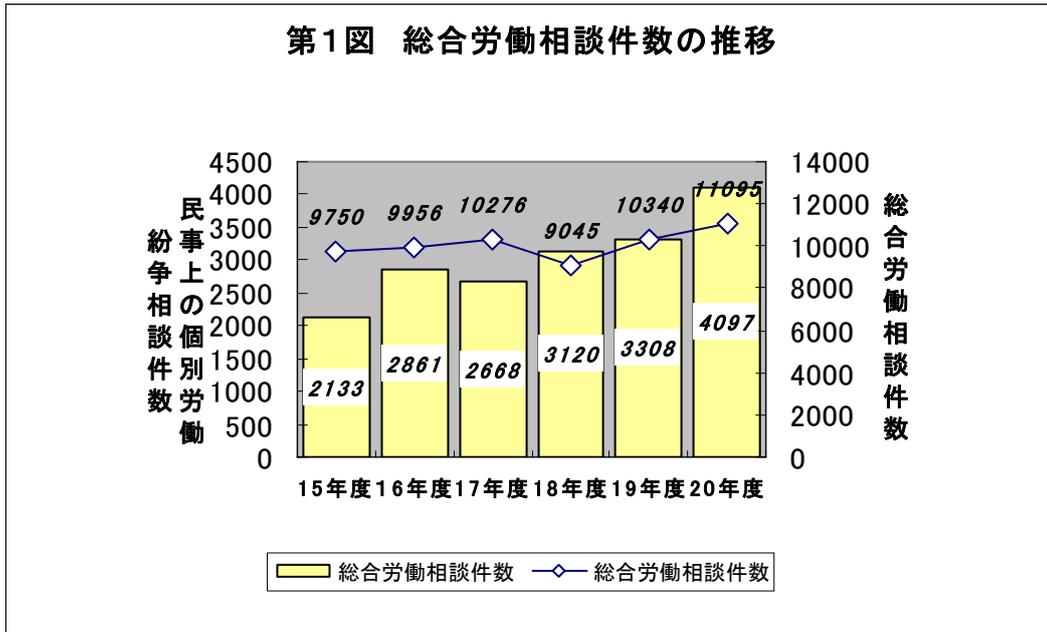
『個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（別添4、5）』に基づく、個別労働紛争解決制度の平成20年度の施行状況は以下のとおりである（福島労働局の運用状況は別添1、全国の運用状況は別添2、都道府県労働局別運用状況は別添3）。

## 1. 相談受付状況

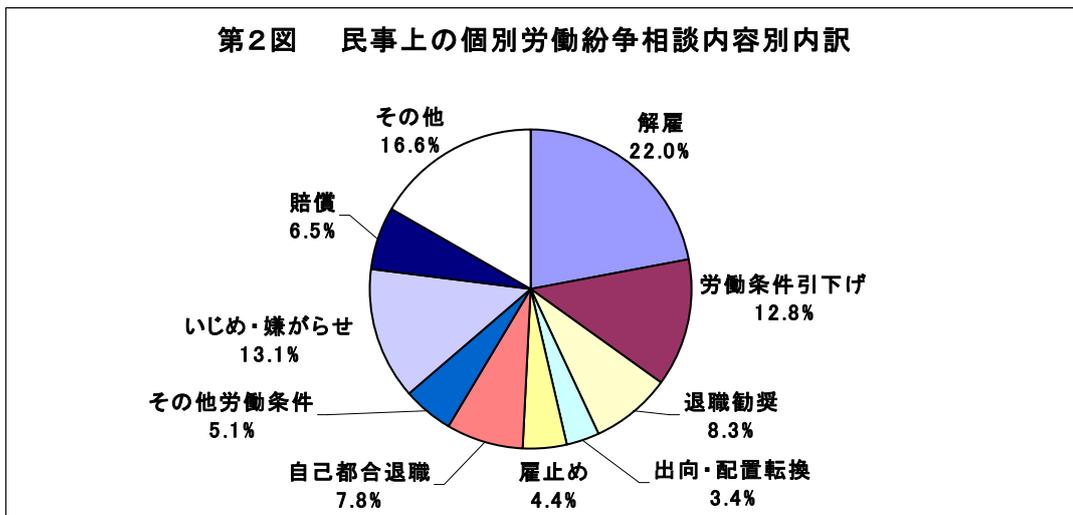
福島労働局では、労働問題に関するあらゆる相談にワンストップで対応するための総合労働相談コーナーを県内5ヶ所（労働局企画室、福島、郡山、いわき及び会津の各労働基準監督署内）に設置しているところであるが、平成20年度1年間に寄せられた相談は11,095件であった。

このうち、労働関係法令上の違反を伴わない解雇、労働条件の引下げ等のいわゆる民事上の個別労働紛争に関するものが4,097件であった。

年度ごとの推移をみると、増加傾向にある。（第1図）



民事上の個別労働紛争に係る相談内容の内訳は、解雇に関するものが最も多く1,088件、22.0%、いじめ・嫌がらせに関するものが648件、13.1%、労働条件の引下げが635件、12.8%と続いている。（第2図）

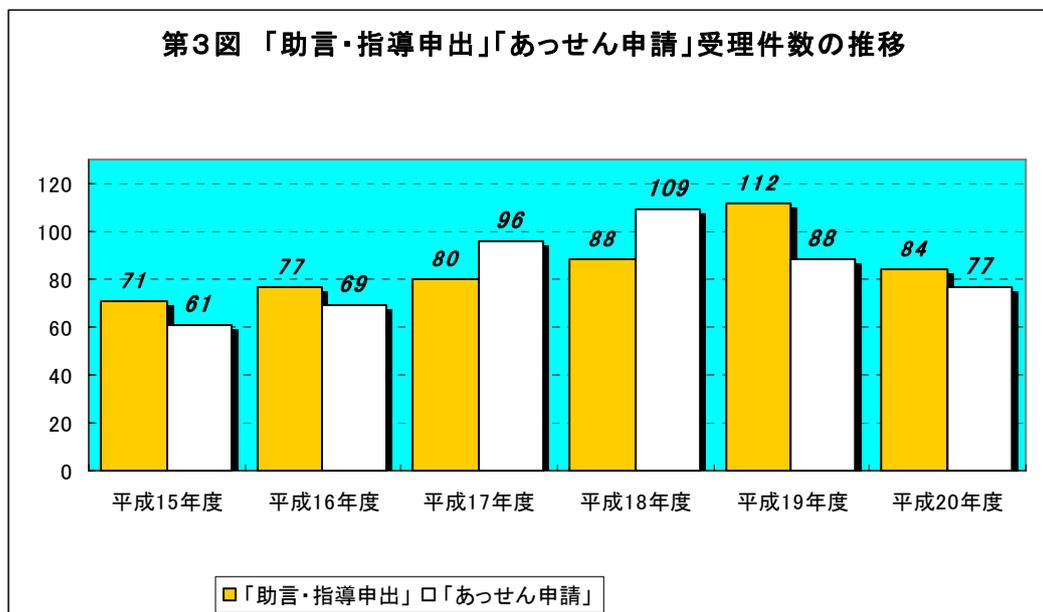


なお、解雇に関する相談の内訳を見ると、整理解雇に関する相談件数の伸びが著しく、327件と前年度比148%増となっている。

雇止めに係る相談件数も211件と前年度比54%増であった。

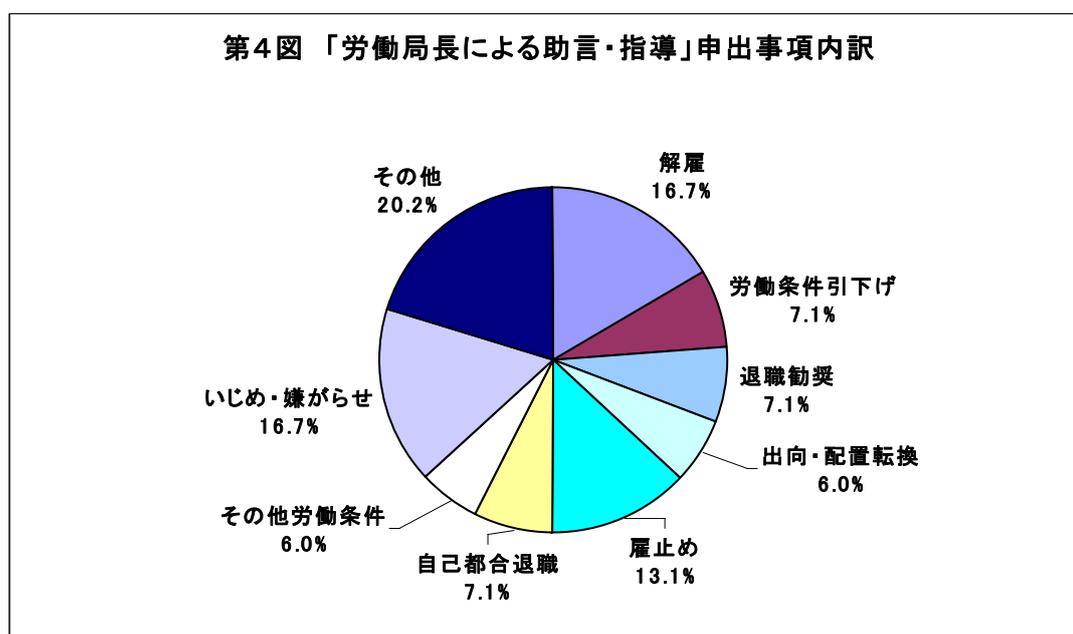
## 2. 都道府県労働局長による助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせんの受付状況

平成20年度の当該制度に係る助言・指導申出件数は84件で、平成19年度比で25.0%の減少、あっせん申請受理件数は77件で、対前年度比12.5%の減少となっている。(第3図)



## 3. 都道府県労働局長による助言・指導の主な内容

助言・指導の申出の主な内容は、解雇に関するもの、いじめ・嫌がらせに関するものが、それぞれ14件、16.7%、次いで、雇止めに関するもの、11件、13.1%、労働条件の引下げに関するもの、退職勧奨に関するもの、自己都合退職に関するものが、それぞれ6件、7.1%であった。(第4図)



助言・指導の申出は、全て労働者からのものであった。

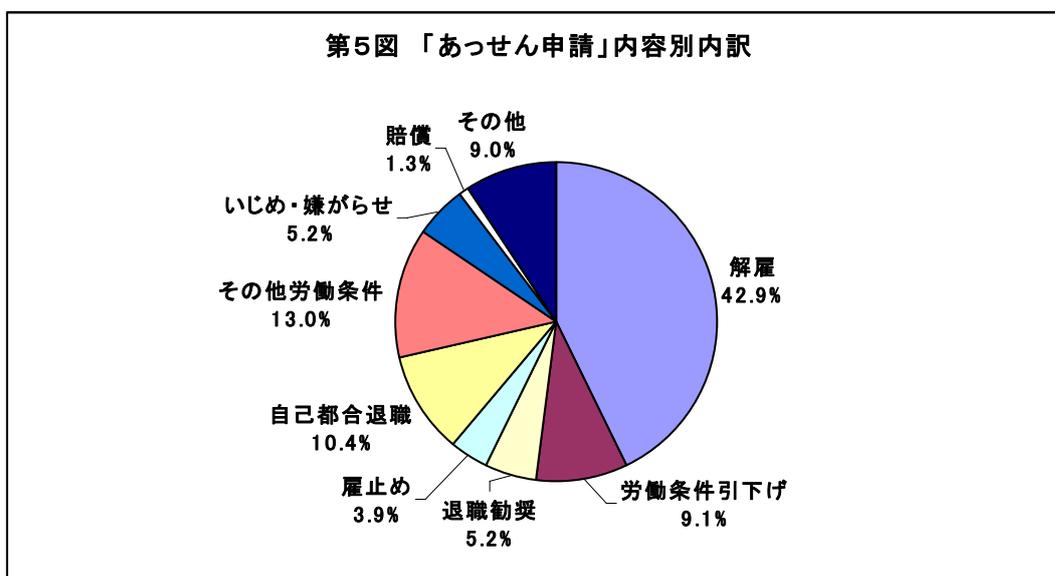
申出労働者の就労状況は、正社員が53.6%と最も多く、派遣労働者・期間契約社員27.4%、パート・アルバイトが14.3%であった。

労働組合のない事業所の労働者からの申出が79.8%であった。

#### 4. 紛争調整委員会によるあっせんの主な内容

あっせん申請の主な内容は、解雇に関するものが33件、42.9%と最も多く、次いで、自己都合退職に関するものが8件、10.4%、労働条件の引下げに関するものが7件、9.1%であった。

いじめ・嫌がらせに関するもの、退職勧奨に関するものがそれぞれ、4件であった。（第5図）



申請人は、労働者が73件で94.8%と大半を占めるが、事業主からの申請も4件あった。

労働者の就労状況は、正社員が58.4%と最も多く、派遣労働者・期間契約社員が23.4%、パート・アルバイトが16.9%となっている。

あっせん申請のあった事業所の84.6%が、労働組合のない事業所であった。

申請を受理した事案の処理状況は、平成20年度1年間に手続きを終了したものは86件である。このうち、合意が成立したものは27件で28.1%、申請者の都合により申請が取り下げられたものは8件で9.3%、紛争当事者の一方が手続きに参加しない等の理由により、あっせんに打ち切ったものは50件で58.1%となっている。

処理に要した期間は、1ヶ月以内が73.3%、1ヶ月を超え2ヶ月以内が19.8%となっている。

**【紛争調整委員会とは】**

弁護士、大学教授等の労働問題の専門家である学識経験者により組織された委員会であり、都道府県労働局ごとに設置されている。この紛争調整委員会の委員のうちから指名されるあっせん委員が、紛争解決に向けてあっせんを実施するものである。

## 個別労働紛争解決制度の運用状況(概要) 福島労働局

(平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日)

<b>1. 総合労働相談コーナーに寄せられた相談 11,095 件</b>					
相談者の種類 労働者 6,541 件 事業主 2,170 件 その他 2,384 件					
<b>2. 民事上の個別労働紛争に係る相談の件数 4,097 件</b>					
①相談者の種類 労働者 3,024 件 事業主 512 件 その他 561 件					
②労働者の就労状況					
正社員	1,132 件	パート・アルバイト	541 件	派遣労働者	263 件
期間契約社員	269 件	その他・不明	1,892 件		
③紛争の内容 (※内訳が複数にまたがる事案もあるため、合計が4,942 件となる。)					
普通解雇	661 件	整理解雇	327 件	懲戒解雇	100 件
労働条件の引下げ	635 件	退職勧奨	410 件	出向・配置転換	166 件
雇い止め	211 件	自己都合退職	387 件	その他の労働条	252 件
いじめ・嫌がらせ	648 件	賠償	323 件	その他	822 件
<b>3. 福島労働局長による助言・指導の件数</b>					
(1) 助言・指導の申出の受付を行った件数 84 件					
①労働者の就労状況					
正社員	45 件	パート・アルバイト	12 件	派遣労働者	11 件
期間契約社員	12 件	その他・不明	4 件		
②紛争の内容					
普通解雇	9 件	整理解雇	1 件	懲戒解雇	4 件
労働条件の引下げ	6 件	退職勧奨	6 件	出向・配置転換	5 件
雇止め	11 件	自己都合退職	6 件	その他労働条件	5 件
いじめ・嫌がらせ	14 件	賠償	0 件	その他	17 件
(2) 助言・指導の手続を終了した件数 84 件					
終了の区分					
助言・指導を実施	84 件				
取下げ	0 件				
<b>4. 紛争調整委員会によるあっせんの件数</b>					
(1) あっせんの申請の受理を行った件数 77 件					
①労働者の就労状況					
正社員	45 件	パート・アルバイト	13 件	派遣労働者	11 件
期間契約社員	7 件	その他・不明	1 件		
②紛争の内容					
普通解雇	18 件	整理解雇	11 件	懲戒解雇	4 件
労働条件の引下げ	7 件	退職勧奨	4 件	出向・配置転換	0 件
雇止め	3 件	自己都合退職	8 件	その他労働条件	10 件
いじめ・嫌がらせ	4 件	賠償	1 件	その他	7 件
(2) あっせんの手続を終了した件数 86 件					
終了の区分					
当事者間の合意の成立	27 件	申請の取下げ	8 件		
打切り	50 件	企業の消滅	1 件		

## 個別労働紛争解決制度の運用状況(概要) 全国集計

(平成20年4月1日～平成21年3月31日)

<b>1. 総合労働相談コーナーに寄せられた相談</b>		<b>1,075,021件</b>	
相談者の種類			
労働者	657,847件	事業主	314,516件
		その他	102,658件
<b>2. 民事上の個別労働紛争に係る相談の件数</b>		<b>236,993件</b>	
①相談者の種類			
労働者	190,720件	事業主	29,541件
		その他	16,732件
②労働者の就労状況			
正社員	108,972件	パート・アルバイト	38,728件
派遣労働者			19,733件
期間契約社員	19,589件	その他	49,971件
③紛争の内容(※内訳が複数にまたがる事案もあるため、合計が268,401件となる。)			
普通解雇	46,536件	整理解雇	14,960件
懲戒解雇			5,734件
労働条件の引下げ	35,194件	退職勧奨	22,433件
出向・配置転換			9,262件
雇止め	12,797件	自己都合退職	16,533件
その他の労働条件			27,108件
いじめ・嫌がらせ	32,242件	賠償	11,462件
その他			34,140件
<b>3. 都道府県労働局長による助言・指導の件数</b>			
(1) 助言・指導の申出の受付を行った件数		7,592件	
①労働者の就労状況			
正社員	3,761件	パート・アルバイト	1,536件
派遣労働者			731件
期間契約社員	980件	その他	584件
②紛争の内容(※内訳が複数にまたがる事案もあるため、合計が7,865件となる。)			
普通解雇	1,457件	整理解雇	421件
懲戒解雇			99件
労働条件の引下げ	826件	退職勧奨	598件
出向・配置転換			375件
雇止め	429件	自己都合退職	421件
その他の労働条件			870件
いじめ・嫌がらせ	997件	賠償	180件
その他			1,192件
(2) 助言・指導の手続を終了した件数		7,546件	
終了の区分			
助言を実施	7,339件	指導を実施	7件
取下げ	135件	打切り	38件
		その他	27件
<b>4. 紛争調整委員会によるあっせんの件数</b>			
(1) あっせんの申請の受理を行った件数		8,457件	
①労働者の就労状況			
正社員	4,668件	パート・アルバイト	1,470件
派遣労働者			818件
期間契約社員	1,012件	その他	489件
②紛争の内容(※内訳が複数にまたがる事案もあるため、合計が8,836件となる。)			
普通解雇	2,542件	整理解雇	832件
懲戒解雇			129件
労働条件の引下げ	751件	退職勧奨	606件
出向・配置転換			281件
雇止め	526件	自己都合退職	189件
その他の労働条件			757件
いじめ・嫌がらせ	1,340件	賠償	383件
その他			500件
(2) あっせんの手続を終了した件数		7,920件	
終了の区分			
当事者間の合意の成立	2,647件	申請の取下げ	587件
打切り	4,654件	その他	32件

## 個別労働紛争解決制度の運用状況について

(平成20年4月1日～平成21年3月31日)

労働局名	総合労働相談件数	民事上の 個別労働紛争 相談件数	労働局長の 助言・指導 申出受付件数	紛争調整委員会の あっせん 申請受理件数
1 北海道	36,747	7,140	195	303
2 青森	11,275	2,622	76	76
3 岩手	10,699	2,683	55	67
4 宮城	21,777	4,394	118	106
5 秋田	9,579	2,660	58	82
6 山形	9,787	1,845	120	118
7 福島	11,095	4,097	84	77
8 茨城	25,202	5,416	129	121
9 栃木	13,500	2,823	116	166
10 群馬	19,558	5,347	107	108
11 埼玉	55,882	11,491	257	234
12 千葉	25,907	4,737	414	252
13 東京	138,219	25,121	717	1,840
14 神奈川	53,255	14,638	256	282
15 新潟	14,176	2,837	136	141
16 富山	11,006	2,091	107	111
17 石川	7,771	2,098	163	74
18 福井	7,143	2,265	114	105
19 山梨	7,579	2,263	64	75
20 長野	18,908	4,254	182	214
21 岐阜	17,482	4,636	71	119
22 静岡	38,979	4,516	320	242
23 愛知	80,686	11,888	521	440
24 三重	14,573	3,926	144	122
25 滋賀	12,640	2,068	44	122
26 京都	29,875	7,710	137	228
27 大阪	108,009	20,176	425	651
28 兵庫	46,523	10,147	218	222
29 奈良	9,067	2,222	56	186
30 和歌山	8,461	1,625	107	59
31 鳥取	5,571	1,349	25	48
32 島根	6,773	2,485	52	44
33 岡山	16,128	3,074	99	140
34 広島	35,552	9,360	190	166
35 山口	5,324	1,464	302	76
36 徳島	4,313	1,527	76	41
37 香川	7,088	1,239	89	19
38 愛媛	11,040	2,033	72	94
39 高知	5,998	1,003	102	84
40 福岡	42,677	11,491	123	223
41 佐賀	6,793	1,749	41	66
42 長崎	9,526	2,013	103	48
43 熊本	9,268	5,311	272	114
44 大分	6,220	2,365	98	93
45 宮崎	10,000	1,696	44	79
46 鹿児島	9,323	5,583	193	79
47 沖縄	8,067	3,515	200	100
計	1,075,021	236,993	7,592	8,457

## 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の概要

### 1 趣旨

企業組織の再編や人事労務管理の個別化等に伴い、労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（以下「個別労働関係紛争」という。）が増加していることにかんがみ、これらの紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図るため、都道府県労働局長の助言・指導制度、紛争調整委員会のあっせん制度の創設等により総合的な個別労働紛争解決システムの整備を図る。

### 2 概要

#### (1) 紛争の自主的解決

個別労働関係紛争が生じたときは、紛争の当事者は、自主的な解決を図るように努めなければならないものとする。

#### (2) 都道府県労働局長による情報提供、相談等

都道府県労働局長は、個別労働関係紛争の未然防止及び自主的な解決の促進のため、労働者又は事業主に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うものとする。

#### (3) 都道府県労働局長による助言及び指導

都道府県労働局長は、個別労働関係紛争に関し、当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当事者に対し、必要な助言又は指導をすることができるものとする。

#### (4) 紛争調整委員会によるあっせん

イ 都道府県労働局長は、個別労働関係紛争について、当事者の双方又は一方からあっせんの申請があった場合において、当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、紛争調整委員会にあっせんを行わせるものとする。

ロ 都道府県労働局に、紛争調整委員会を置くものとする。

ハ あっせん委員は、当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、実情に即して事件が解決されるように努めなければならないものとする。

ニ あっせん委員は、当事者等から意見を聴取し、事件の解決に必要なあっせん案を作成し、これを当事者に提示することができるものとする。

#### (5) 地方公共団体の施策等

地方公共団体は、国の施策と相まって、地域の実情に応じ、労働者又は事業主に対し、情報提供、相談、あっせんその他の必要な施策を推進するように努めるものとし、国は、地方公共団体の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

また、当該施策として都道府県労働委員会が行う場合には、中央労働委員会が、当該都道府県労働委員会に対し、必要な助言又は指導をすることができるものとする。

# 個別労働紛争解決システム

